

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年9月12日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 まみや文枝

4北総第103号

令和4年9月7日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 まみや文枝様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年8月5日付け4北監第33号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<総務課>

1 【監査委員意見】

- (1) 身分証明証等の管理台帳について、各課がそれぞれ異なる様式で作成し、記録も不十分なものが見受けられたため、適切な管理の周知とともに統一的な様式を示すことも検討されたい。

2 【措置状況】

- (1) 身分証明証等の管理台帳について、各課で使用している様式と運用方法を調査し、統一的な様式を明示できるよう検討するとともに、適切な管理の周知を行います。

4北人第64号

令和4年8月23日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 まみや文枝様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年8月5日付け4北監第33号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<人事秘書課>

1 【指摘事項】

- (1) 市民記者証について、市民記者が取材先へ訪問する場合に身分を証する重要なものであるが、市民記者設置要綱には発行規定がないため整えていただきたい。また、委嘱期間満了後に市民記者個人で処分する形をとり、証を回収していないが、証は第三者に身分を明らかにする重要なものであるから、発行者が責任を持って管理する必要があり、回収するよう検討されたい。
- (2) 市役所職員のプラスチック製職員証について、過去からすべて保管しているが、明確な保管目的がないものについては処分されたい。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、市民記者設置要綱において市民記者証発行に関する規定を整え、管理台帳を作成して発行・回収を管理していきます。
- (2) 指摘事項については、是正しました。